

本人確認書類として船舶観光上陸許可書を用いられた際の留意事項について

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第31号）の施行により、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号。以下「携帯電話不正利用防止法施行規則」という。）第5条、第17条及び第19条の規定が改正され、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第14条の2第4項に規定する船舶観光上陸許可書（以下「船舶観光上陸許可書」という。）を携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）における本人確認書類として用いることができることとなりました。

船舶観光上陸許可書が本人確認書類として用いられた場合には、携帯電話不正利用防止法施行規則第8条第1項第3号二及び第4号二並びに第21条第1項第4号二及び第5号二に掲げる記録事項として、当該船舶観光上陸許可書の様式右上「番号」欄に記載された許可書番号ではなく、その名称に加えて、当該船舶観光上陸許可書に記載された国籍・地域及び旅券番号を記録する必要がありますので、適切な取扱いのほどよろしくお願いいたします。

○本件問合せ先

【総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課】

03-5253-5487